

北広島市都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

現在北海道ボールパークFビレッジ内では都市公園法の規定に基づき、(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメント（以降FSEという。）が新球場等の建設を進めており、今後諸施設完成後にはFSEが管理運営を行っていくこととなりますが、現行都市公園条例の規定では都市公園法の規定に基づき設置管理許可を受けている新球場の運営にあたって、例えばプロ野球の試合を開催する場合、これは興行に該当することから市長の許可を受けなければならないことになっています。

しかしながら、設置管理許可の段階で許可を受けている事項について、再度許可を要することは不合理であることから、条文の中に設置管理許可に係る事項については、占用許可を受けている者と同様に許可を必要としない旨の除外規定を追加するものです。

また、FSEは新球場内に温泉施設の整備を進めていますが、この利用者は新球場宿泊施設の宿泊客だけではなく一般利用も想定していることから、当該施設を公園施設の休養施設として条例に規定するものです。

その他、令和4年4月30日付けで「きたひろしま総合運動公園」の名称は「北海道ボールパークFビレッジ」と都市計画変更されたことから、条例中の名称を変更するものです。

※参考（市都市公園条例）

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 改正の概要

- ①都市公園法第5条第1項の許可（公園施設の設置管理許可）を受けた者は、条例第3条の規定（行為の制限）に基づく市長の許可を要しないとする除外規定を追加する。
- ②公衆浴場法に基づく施設を法令の規定に基づき、休養施設として条例に追加する。
- ③きたひろしま総合運動公園の名称を北海道ボールパークFビレッジに変更する。

3 今後のスケジュール

この改正案については、令和4年第3回定例会に提案し、令和4年10月より適用の予定です。